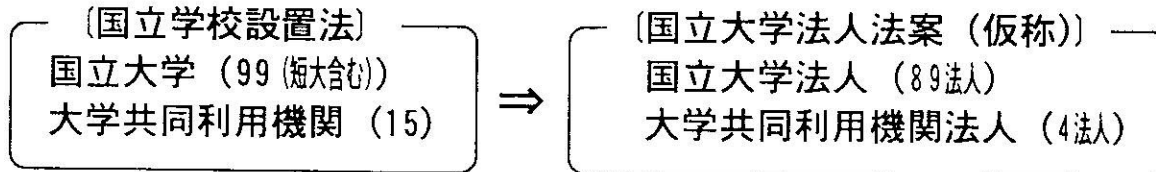


国立大学法人法案（仮称）の概要

法案の概要

- 国立大学を各大学ごとに法人化し、国立大学法人を設立
- 大学共同利用機関を再編の上法人化し、大学共同利用機関法人を設立



「国立大学法人」制度の概要

① 「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保

- ・国の行政組織の一部 → 各大学に独立した法人格を付与
- ・予算、組織等の規制は大幅に縮小し、大学の責任で決定

② 「民間的発想」のマネジメント手法を導入

- ・「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
- ・「経営協議会」を置き、全学的観点から資源を最大限活用した経営

③ 「学外者の参画」による運営システムを制度化

- ・「学外役員制度」（学外有識者・専門家を役員に招聘）を導入
- ・経営に関する事項を審議する「経営協議会」に学外者が参画
- ・学長選考を行う「学長選考会議」にも学外者が参画

④ 「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行

- ・能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
- ・兼職等の規制を撤廃し、能力・成果を産学連携等を通じて社会に還元
- ・事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

⑤ 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

- ・大学の教育研究実績を第三者機関により評価・チェック
- ・第三者評価の結果を大学の資源配分に確実に反映
- ・評価結果、財務内容、教育研究等の情報を広く公表

※ 独立行政法人通則法に基づく独立行政法人との違い

- ① 「学外役員制度」など、学外者の運営参画を制度化
- ② 客観的で信頼性の高い独自の評価システムを導入
- ③ 学長選考や中期目標設定で大学の特性・自主性を考慮

施行日等

- 国立大学法人の設立は、平成16年4月1日
- 法律の施行日は、平成15年10月1日

独立行政法人国立高等専門学校機構法案（仮称）の概要

概 要

- 国立大学の法人化と併せて、「国立高等専門学校」を独立行政法人化

国立学校設置法
(国立高等専門学校)



独立行政法人国立高等専門学校機構法案（仮称）
(国立高等専門学校)

主な業務

① 機構の設立

現在ある55の国立高等専門学校の設置・運営を目的とする独立行政法人として、独立行政法人国立高等専門学校機構（仮称）を設立

② 各国立高等専門学校の名称及び位置を規定

職員の身分

- 非公務員型

施行日等

- 法人の設立は、国立大学法人等と同様、平成16年4月1日
- 法律の施行日は、平成15年10月1日

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称）の概要

概 要

- 国立学校設置法で設置されている国立大学等を法人化する5法案の施行に伴い必要となる関係法律の整備を行う。

【国立大学等の法人化関係 5法案】

- (1) 国立大学法人法案（仮称）
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構法案（仮称）
- (3) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法案（仮称）
- (4) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法案（仮称）
- (5) 独立行政法人メディア教育開発センター法案（仮称）

改正する関係法律の概要

- 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止
- 「国立学校」や「大学共同利用機関」等の用語の根拠規定の整備等
- 法人化に伴い、従来の国の義務を国立大学法人の義務とする等の所要の規定の整備等
- 職員が非公務員となることに伴い、教育公務員特例法その他の関係法から国立学校教員に関する規定を削除する等
- 公立学校教員の給与制度等の見直し等
(国立学校準拠規定の削除と教員給与の支給根拠規定の整備)

関係法律数

- 計38本（予定）

施行日等

- 原則として国立大学法人等が設立される平成16年4月1日